

第5回松江市新たな観光財源検討委員会 議事録

1 日時 令和6年7月10日（水）10時00分～11時30分

2 場所 松江市役所本庁舎3階 第二常任委員会室

3 出席者

（1）委員

田中治会長、鷗鷗順副会長、植田祐市委員、白水照之委員、新宮大輔委員、
野々内さとみ委員、春名勝之委員

（欠席 井上くるみ委員、定秀陽介委員、松浦俊彦委員）

（2）事務局

佐目財政部長、福間観光部長、黒川財政部次長、石倉税務管理課長、
大島観光振興課長、平塚諸税係長、浜浦税制係長、岩本観光戦略係長、
山内主幹、坂本副主任、新宮主任主事、佐藤主任主事

4 議題

（1）議事

1 状況報告

①パブリックコメント、宿泊事業者説明会及び隠岐4町村の動き

②市内宿泊事業者アンケート、隠岐4町村宿泊実態調査結果

2 課税要件の再検討

①課税免除の対象について

②免税点の設定について

5 議事の要旨

（1）議事1、2について 資料により説明

6 会議経過

別紙のとおり

7 担当課

松江市財政部税務管理課

電話：0852-55-5141

6. 会議経過

項 目	内 容
開会 石倉課長	それでは定刻になりますので、ただいまより、「第5回 松江市新たな観光財源検討委員会」を開催いたします。 本日の進行を務めさせていただきます、税務管理課の石倉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 本日の会議は、松江市情報公開条例及びそれに基づく審議会等の公開に関する要綱の規定により、全て公開として開催します。 それでは開会にあたりまして、田中会長よりご挨拶申し上げます。
1. 開会あいさつ 田中会長	皆さん、こんにちは。 前の委員会を開催して以降、こんなに早く委員の皆様にお目にかかることは想定していなかったです。 ご承知の通り、パブリックコメントや、事業者への説明会、隠岐4町村のご意見やご要望があつて、この委員会が作成した報告書について、再度、調整する必要があるかどうかという点について、今日、検討をお願いしたいと思います。 いろいろな制度を作っていく上で、いろいろな人が、いろいろな立場から、それぞれ見ている風景は違って当たり前だと思います。 どうしても自分の利益になるように見るというのが人情ですので、それはそれで私はいいいことだと思っています。 その上で、自分からの見え方もあれば、別の方からの見え方もある。 より大きな視点、より高い視点から見て、制度としてより立派なものを作っていく。 特に税制というのは、どうしても公的と言いますか、文字どおり個人の利益に留まるものではなくて、より大きな視点から、今住んでいる人の幸せや、これから生まれてくる子供たちの幸せも考えて、どういうものを作っていくかという、大所、高所からの観点が必要になってくる。 そういう意味で、いろいろな方からのご意見やご要望をちょうだいするのは、いいことだと思っています。 この報告書をさらにより良いものにすることができればいいと思っています。 今日は短時間ですが、委員の皆様積極的にご意見をちょうだいできればと思っています。 今の段階での挨拶ということで、以上です。

2. 資料確認、委員紹介 石倉課長 田中会長ありがとうございました。 それでは最初に資料の確認をさせていただきます。 机上には、本日の次第、委員名簿、補足資料（報告書の抜粋）を配布しております。 また、事前送付の検討資料は、本日タブレットで同じものをご覧いただけます。揃っておりますでしょうか。 委員に異動がございましたので名簿をご覧ください。 林委員の異動に伴いまして、後任の春名勝之様に6月3日付けで委員委嘱を行いましたのでご報告いたします。 任期は検討委員会条例第4条に基づき、前任者の残任期間（～R6.8.27）となっております。 なお、委嘱後の7月1日付で所属団体の組織改編もございましたため、名簿のような記載となっております。 それでは春名委員、一言ご挨拶をよろしくお願いいたします。 春名委員 皆様おはようございます。 先ほどご紹介いただきましたように、異動に伴いまして、前任の林からこちらに着任しております春名でございます。 日本旅行業協会という立場で、この宿泊税の導入に関しては宿泊者さん、納税者様と宿泊事業者様をつなぐような立ち位置でもありますので、しっかり役割も含めて果たしていきたいと思っております。 どうぞよろしくお願いいたします。	
3. 委員会成立宣言 石倉課長 ありがとうございました。 なお、本日、井上委員、定秀委員、松浦委員につきましては急遽ご予約が入り、欠席のご連絡をいただいております。 本日の検討委員会の成立につきましては、条例の規定では委員の半数以上の出席となっておりますので、成立していることをご報告します。	

	今、状況報告をいただいたパブリックコメントや宿泊事業者説明会での様々なご意見、ご要望、隠岐4町村からのご要望を受けた後、検討委員会として基本的な方向性をどう考えるかということです。 今、お話を伺って分かるように、相対立する意見もいっぱいありますし、いろいろな方がいろいろなご要望を持ってらっしゃるということは、よくお分かりかと思います。 この状況報告に関しては特に議論は必要ないと思いますので、それぞれの委員の皆様からご質問とか、ご意見があれば、お伺いできれば思っております。何か、ございますでしょうか。 よろしゅうございますでしょうか。 それでは、様々なご意見等を受けて、委員会の報告書における課税免除や免税点の考え方を、修正するのもしないのか、修正するならどう修正するのかといった点について、その背景等に関連してご質問やご要望があれば、それもあわせてお願いしたいと存じます。 それでは、2番目の議題、「課税要件の再検討」ということで、「①課税免除の対象について」、「②免税点の設定について」、この2つを一括して説明をお願いしたいと思います。 よろしく願いいたします。
事務局	～資料説明～
田中会長	はい。ありがとうございました。 今日検討いただきたいのは、制度の作り方に関して2つの項目になります。 1つは「課税免除」について、平たく言うと、「何を非課税にするか」という議論になると思います。 これは例えて言うと、課税の対象に関する広がりですから、横の広がり方をどう考えるかという問題になると思います。 もう1つは「免税点」について、仮に課税の対象があった場合に、深さというか、宿泊料金が1,000円であろうが、1万円であろうが、10万円であろうが、それは問わないとするのか。 あるいは一定のラインを設けて、それを下回る部分は「免税点」ということで課税しないが、それを超えれば宿泊税を課するという、縦と言いますか、深さと言いますか、そういう制度の仕組みになると思います。 制度の広さと、深さと言いますか、委員会としてこれをどう考えるかという問題になると思います。

	それを考える上で、3月の委員会の報告書がありますが、そもそもの出発点として、この委員会はどういう考えを持ったのか。その上で「課税免除」や「免税点」をどう考えたのかという、最初の出発点の確認をまずさせていただきたいと思います。 「税制」として作る上で何を考えるのかという、いわば「税制」としての理屈、理論は何なのかをどう考えたかと言いますと、報告書の19ページに書いていますように、「税」というのは支払い能力のある人に負担を求める。支払い能力のない人に求めようとしても無理な話ですから、支払い能力のある人に一定の税負担を求める。宿泊税というのは「消費能力」、つまり、納税者の消費能力があるから、それに合わせて一定の税負担をしてもらいましょうという組み立てです。 ということは、「消費能力があるかどうか」が鍵になる。この場合の消費能力は、確かに宿泊料金は相当大的な割合を占めますが、実は宿泊料金だけに留まらない。 松江市内でいろいろ訪問をした旅行客が、例えば様々なものを食べたり、飲んだりするという広い意味での消費能力がある。そういう能力があるから、典型的と言うか定型的に、一定の消費税の負担を求めましょうということで、税率としては、200円という制度設計をしている。 それともう1つは、松江市を訪れるということは、例えば楽しいから訪れて、程度の大小はあるが、松江市が提供する様々な行政サービスを受ける。だから、ある程度の負担はしてもらう。 こういう考え方からすると、「課税の横の広がり」は基本的には全て課税の対象にしましょう。要するに、「課税免除」は設けない。 しかし教育旅行は、現在あるいは将来の松江市のファンを作っていくということもあるためごくごく例外として、「非課税」にしましょう。これが委員会の1つの考えです。 もう1つは、「免税点」。税制の深さです。 税制の深さについて言うと、これは先ほどお話しました税制の組み立ての理屈から言うと、「免税点」を必ず設けないといけないという理屈は、税制の論理から出てこない。 だから、「免税点は設けない」というのが出発でした。 それに対して、パブリックコメントや、事業者への説明会、隠岐の4町村からのご要望等で、今説明した後者の「免税点」に関して、宿泊料金があまりにも少ない場合、それで200円負担することは、やり過ぎではないかというご要望が出ている。 「課税免除」についてもいろいろな意見がないことはないですが、特に問題になってくるのは、「免税点」。 つまり一定の宿泊料金の大小、とりわけ一定の宿泊料金が少ない場合、200円の負担とはいえ、それは問題ではないかという意見もそれなりにあるという中で、「免税点」について、一定の金額ラインを設けて、それを下回る部分については課税しないという仕組みを作るべきでは
--	--

ないかというご意見、ご要望が一定程度あり、これをどう考えるかというのが、今日の委員会で問題になってくると思います。

そういう前提の上で、どう議論を進めていきたいかということになるわけですが、まず前提として、冒頭で申し上げたように、これは「税制」という公の仕組みを作る話だということ。

「税制」を作る時の一番必要な考え方、要請というのは、「課税の公平性」、「課税の明確性」ではないかと思います。

もちろん、いろいろな方の立場からすると、これについては免除して欲しいというご意見、ご要望があるのは重々承知の上ですが、それを1個1個認め始めると、理屈そのものというか、いろいろな人を公平に扱うとか、明確な基準のもとで税収を上げる、公的な財源を使って公的な事業を行うという目的から、外れてしまうことになる。

そういう意味では、いろいろな人の立場や、ご要望について十分配慮しつつ、より大所、高所から、より制度として多くの人の納得を得られるものを作っていくという中で、必要な範囲の調整や、相互の理解を深めていく、ということが必要になるのではないかということが、第1点です。

次に申し上げたいのは、今日の議題になっている「課税免除」をどう考えるのかとか、「免税点」をどう考えるかについては、基本的な「税制」としてどう作るのかという基本に立っていく、というのが最も合理的と言いますか、最終的には多くの人の間での調整、譲り合いなどの上で、ある程度理屈に合う制度設計に向かえばいいなと思っています。

次に3つ目。もう少し具体的に、今日1番目の状況報告等において、様々なご意見、ご要望について事務局から説明がありましたが、それを全部トータルして考えた場合に、報告書案の「課税免除」と「免税点」について、どの部分をどう変えるのか、あるいは、変えないのかということが問題になる。

話の進め方としては事務局の説明をお伺いした上で、3月の報告書の考え方から判断して、「課税免除」と「免税点」に関する大きな方向として暫定的な考え方をお示しし、委員の皆様のご意見をちょうだいする方が進めやすいと思います。

そう考えますと、議論の直接の論点、争点にはなっていませんが、前提として3月の段階の委員会で考えた「宿泊税の基本的な考え方」については維持する。これが第1点。

その上で、「課税免除」について、つまり、非課税の範囲をもっと広げよう、狭めようという横の広がりについては、委員会の考え方を特に変える必要はない。「課税免除」の対象の拡大はしない。もし「課税免除」の対象にするとすれば、それは教育旅行に限定する。これが案の1つです。

その次、免税点。これに関しては、3月の段階での報告書の考えを若干修正する。

植田委員	どう修正するかというと、「免税点」を設けることにする。 設定金額は、今説明いただきましたように、5,000 円未満とする。 つまり、「免税点」を設けることとし、設定金額を 5,000 円未満とすることが望ましい。 暫定的な方向性として、「免税点」については修正をする、という方向で話を進めることができるのであれば、そのように進めたい。こういう方向でいいのか、いやいや、もう少しこう修正すべきなど、ご意見を遠慮なくお話を聞ければと思っています。 暫定的な方向性について、委員の皆様が、どう考えられているか整理をした方が、整理しやすいだろうという思いで、申し上げました。 今までのところで何かご質問、ご要望ございますか。 なければ、全ての委員の皆様のご意見、ご要望をお聞かせ願えればと思います。 植田委員からよろしくお願いします。 まず前提として、宿泊税はなぜ導入するのかという議論が一番重要だと思うんです。 要は、観光ではなくて、ビジターもしくはツーリスト、来訪者です。 来訪者をたくさん増やして、経済としての効果を生んでいって、雇用であるとかいろいろなもの、地域の経済を活性化していく、飲食店さんと一緒に活性化していくというのが目的であるということです。 松江市以外の行政の方などは対象者は観光と言われているみたいですが、観光という目的ではありません。 これはあくまで、ビジターとか来訪者です。 ビジネスの方、観光の方、M I C E で来られる方など、いろいろな方々が使途の対象にいますね。ビジネスに使わないことはないです。 使途の例として閑散期対策ということだと、この地域だと冬期に、観光客だけじゃなくてビジネスも増やします、M I C E も増やします、観光ではないんです。 対象を「観光客」という言葉で括るのは間違った解釈であるということ、そういう解釈の方々には伝えないといけないと思います。 あくまでも経済効果を生むために、来訪者、ビジターを増やしていくんだということが目的である。それによって経済活動の効果を生んでいくんだということです。ここだけでなく全国的に観光、観光という言葉が先行して進んでいるんですが、違うんです、観光ではないんです。ビジター、ここを押さえておかないといけないと思っています。 宿泊税が増える、税収が増えていくということは、来訪者が増えたということでもあります。 それからもう 1 つ、来訪者が増えてきて経済効果が活発になってくる
------	---

から、当然、ビジネスをされる方々は設備投資をしていって、部屋数がどんどん増え、またそこに、宿泊税が増えてくる。

増えてくるから、経済が循環して、大きく正しいスパイラルが回っていく。そのために、今回宿泊税を導入する時に、今の組織ではできかねるから、組織を変更しましょうということであったわけです。目的をきちっと明確に理解しないと、いろんなことが含まれている中で、観光という1つのことが取り上げられていると思っています。

議論の中で一番やってはいけないのは、「目的」と「手段」についてですが、今は「免税」とか云々とか「手段」の議論になっていて。

先ほどの話でも、「目的」をちゃんと明確に頭の中に描きながら、「手段」はどうするべきなのか、議論が必要です。

税収を増やして、より良くしていって、さらにお客様に来てもらって、税収を増やしていって、それを効果的に使っていくということですから、税収は減らしてはダメです。増やしていかないといけないということです。

だから「手段」と「目的」とを分ける必要があると思いますし、「免税」についてもどこまで遡って話をしていいのか、例えば修学旅行の話。

一度この会で決まったことですから、今からひっくり返す気はないですが、「税」の部分と「政策」は分けるべき、課題を分離すべきだということをずっと一貫して言っています。

今回も、税を負担される方の負担が大きいということであれば、政策でそこを補うべきであるというのが、私の一貫した考えです。

例えば修学旅行が分かりやすく、学生さんに松江に来てもらって、200 円の免税をすることで将来もう一遍来てくれることになりますかね。それよりも政策でやった方がいいと思います。

200 円は徴収しますが、例えば来られたら1 日 500 円の負担をこちらがさせていただきます。

「いかがですか。お越しなられますか。松江いいところですよ」って言った方がいいじゃないですか。

そうすると500 円からマイナス 200 円の 300 円。皆さん負担が軽減されるということです。ざっくり計算して、500 円で例えば1 万人、約 40 校から 50 校ぐらいだと思いますけど、1 万人の方が来られて、500 万を使うわけです。それに対して税収が 200 万円ですから、300 万円でその成果が表れることとなりますから、「制度」と「税」をきちっとパラレルにおいて、見極めながらやっていくということが必要だと思います。

「税」と「政策」をきちんと分離することによって、明確に、分かりやすさが出てくるんです。

「税」の方をかまってしまうと、ここまではいくらだとか、どうだとか、この人には取らないとか、こうなってくると、先ほどの報告書にもありましたように、施設側は6 割以上が負担だと言っているわけですから、この6 割以上の、半数以上の方が負担だと言っていることに対し

	て、そこを細かく取る人、取らない人、いくらだと取る、取らないとかいう話にしていくというのは、少しどうなのかなと思います。 ただそうは言っても、この島根県で言えば、離島の方もおられるし、いろいろな方がおられますので、政治的にそういった部分についてどう判断していくかというのは、私どもでは計り知れないところでありますので、そこは置いたとして、この委員会としては、私の意見としては、やはり分離をするべきだという考え方が、大きな大本になっているとお伝えさせていただきます。
田中会長	はい。ありがとうございました。 次に白水委員、お願いいたします。
白水委員	丁寧なご説明をいただき、現状の論点が理解できました。 大きく2点申し上げたいですけれども、1点目は「目的」のところです。 観光、ビジネスも含めて、ご案内の通り、コロナの影響を受けて多くの宿泊関係の事業者は、多大なダメージを受けております。 そして今やっと需要が回復していますけれども、ゼロゼロ融資など借入返済が始まっている中、しっかり事業の収益力を担保しないと、なかなか返済も難しい事業者も少なからずございます。 従って、こういった地域の宿泊事業や観光事業をしっかり支えていくという目的が、政策の背景として大事な点ではないかと考えています。 これは前の委員会でもお伝えした内容で、こういう視点を踏まえて宿泊税をしっかり議論する必要があると考えます。 加えて、新しい取り組みなので、関係する地域の皆様の理解が大事だと思っています。 関係者の皆様にこのような目的や背景を丁寧に伝えていかないと、勘違いされると本当にもったいない話です。 松江市をはじめ島根県、山陰全体もそうだと思いますが、宿泊業、観光業の売上が増えれば、地域の食品や物流など関連する業種にも波及するため、地域全体の稼ぐ力を強くする。これによって域内の消費が高まって、うまく経済循環するというチャンスが生まれる業種だと思っています。 従って、そういった宿泊税導入の背景も踏まえて、我々で何ができるかというのを考える必要がある。 今回、県や隠岐からもいろいろなご指摘やご意見をいただいて、非常にありがたいと思っています。

	関係者からのご意見を踏まて、地域の関係主体がそれぞれの立場で何ができるかを考えていただくというのは、非常に貴重な機会だと思っております。 その上で、田中会長からいただいた「免税点」を考える際の「公平性」と「担税力」、加えて「事務負担」、この大きな3点のポイントを踏まえて議論する必要があるということを再度認識しました。 その中でこれは確認になりますが、資料の9ページ、隠岐からの宿泊状況が部活動や医療目的で3,000円から1万円台で幅広くあるという記載になっていますが、例えば医療目的だとどれぐらいの価格帯が多いとか、スポーツ、部活動だとどれぐらいが多いかという、価格帯の状況が分かればありがたいです。 公益性を考える時に、どのような宿泊目的が最も公益性が高いかというのは、皆さんご意見もありますし比較は難しいと思います。ただ、医療関係のものは生命にかかわるケースもありますので、特にご指摘いただいた中でも大事ではないかなと個人的に思います。 そういう層に対して、植田委員が言われる通り政策面で、別に支援するというやり方もあるかもしれませんが、それも検討いただきながら、一方で、「免税点」について議論する中では、どこまで「公平性」と「担税力」を担保できるかというのを皆さんでディスカッションするというのは非常に大事だと考えました。 あともう1点、提言取り纏め前の宿泊事業者へのヒアリングなどについては、こういった事業者からのコメントというのはそこまで多くなかったと理解していました。 もしかしたら説明の中にあつたかもしれませんが、そのあたり、前回の委員会の時にどういう情報が共有されていたかというのは念のためお伺いしたいと思います。私からは以上でございます。
田中会長	はい。ありがとうございました。どうですか。 事務局の方から今、何かもし言えるのであれば、付け加えてお話願えますか。特になければ、まとめてということで。
浜浦係長	はい。いただきましたご質問のうち、隠岐の医療目的でお泊りになっていらっしゃる宿泊の価格帯の実態につきましては、調査の、照会の仕方でもございましたが、具体的にこの価格帯に何人ぐらいお泊りになっているというところまでは把握ができていない状況でございます。

白水委員	そこは事実として伺いました。 了解しました。ありがとうございます。
田中会長	はい。ありがとうございます。 次に野々内委員、お願いいたします。
野々内委員	はい。 新しいことをやろうとしていますので、いろいろな意見が出るのは当たり前だと思いました。 個人的には、隠岐の方からもいろいろな意見が出ましたけれども、教育とか、医療とか、確かに考えてあげなきゃいけないかなと思いますが、その前にまず、隠岐の皆様が、ホテル、レインボープラザが用意してあったり、フェリーが少し安くなるとか、いろいろな手だてもあるんですけども、私の結論的には植田委員と同じような考え方で、何か新しいことが始まりました。困るのであれば、それをどうしてあげればよいのかということをそれぞれの行政で考えて、手厚くやればいいのかという気持ちがあります。 私たちもいろいろ考えながらここまでやりましたので、これを覆すということはやりたくないと思っています。以上です。
田中会長	はい。ありがとうございます。 今のご意見は要するに、「課税免除」も「免税点」についても、基本的には前回の委員会の報告書の通りでいいのではないかというご意見だとお聞きしてよろしいですか。
野々内委員	最初に言い忘れましたが、パブコメを出せる人は本当に勇気があると思います。 個人的な人がどれぐらい出したか分からないんですけども、これをやるための「目的」がしっかり伝わっていないから、言われるのではないかと思いますので、丁寧に、なぜこういうものを考えたかということを知らせることが一番だということがあります。 今の田中会長の話ですが、「免税点」のことは今日いろいろ出ました

	ので、5,000 円未満というのは考える余地があるかなと思っています。
田中会長	わかりました。ありがとうございます。 続きまして春名委員、お願いいたします。
春名委員	私は今回が初めての出席ということになります。 これまでの議論と報告書を拝見させていただきまして、基本的には先ほど委員の皆様述べられていますが、「免税点」、それから「課税免除」に関しても、今まで通りのものでいいかなと思っています。 最初に植田委員おっしゃいましたけども、「観光＝宿泊」ではなくて、この宿泊する行為ということが来訪者と捉えるのは、本当に、まさにその通りだと思っています。 そのこの部分の物差しとしても、これまで議論されてきた「免税点」と、「課税免除」というところは正しいかなと思っています。 それから冒頭でもありました、なぜ今、宿泊税を導入するかというところで言うと、やはり実際の歳入を考えた場合に、地方交付税というもあるんですけど、ここは逆に、経済が回っていくと減らされるという部分があるので、基本的にここは宿泊で担保していくというのは、我々業界の方でも、するしかないと思っていますので、冒頭の「目的」というところは非常に賛同というか、ぜひ進めていただきたいなと思います。 それから先ほど、最初のところで、田中会長がおっしゃいましたけど、本当にこういった新しいことを始める中で、いろいろなご意見が出ることは本当に非常にいいことだと思いますので、それを先ほどお話があったように、「施策」、「新制度」のところで、どうやってそこをフォローアップしていくかが大切かなと思いますので、議論のところでは、このままいくべきだと思います。
田中会長	はい。ありがとうございます。 続きまして新宮委員、お願いいたします。
新宮委員	はい。失礼いたします。 先ほど会長から、宿泊税の考え方は、今まで検討会で議論してきた考

	え方を継続、維持するということでございましたので、私もその方向に賛成するところでございます。 玉造の組合員さんとお話した中で、「課税免除」については冒頭、対象拡大はしないということでもいいかという説明がございまして、私もそのままでいいと思いますが、一応、組合員の意見として、例えば拡大するのであれば、今すでに導入されております、「入湯税」という目的税と合わせたらどうか、ですとか、事務局の方から説明があつて、これは矛盾するところもあるかと思いますが、機械的に、一律にマルバツで判断できるのであったら、それもよいのではないのかという意見もありましたので付け加えさせていただきます。 「免税点」に関してですが、今、委員の方からも発言がございましたが、この委員会では、課税の対象とする行為は宿泊というところで議論が進んできたわけでございますので、それをいろいろなパブリックコメントまたは、地方団体の方々の意見を踏まえて、そこを変えてしまうと、それぞれの入口の部分からもう一度検討をしなければいけないということになりますので、そこは崩さずと言いますか、見直しをせずにやるべきだと思います。 その上で、「免税点」を5,000円未満とするという方向でいいかということでもございましたが、そこはまた、いろいろ皆様の意見をちょうだいしながらまとめればいいのかと思います。 これも繰り返しになりますが、新しい制度を導入することですので、まず制度をよく理解していただくことと、あとは関係者との、相互の信頼関係を築き上げていくことが今後にも必要になってくるのではないかなと考えております。以上です。
田中会長	はい。ありがとうございます。 続きまして、お願いいたします。
鷗鷯順副会長	はい。いろいろ皆さんの意見が出まして、まず「課税免除」の対象については拡大しない方がいいと思っております。 「免税点」の設定については、いろいろな意見が出ておりますので、一度検討してみる必要はあるんじゃないかなと考えておりますが、ただ、どういう格好で免税するのかというのは、結構難しいと思っております。例えば金額でやっても、いろいろな施設で取る人、取らない人が出てきますし、そうすると、やっぱり負担が増えてくるということがあるので、1つの案として、金額ではなく事業規模で、「消費税」みたいに、これ以下の宿泊施設規模からは取らないとか、そこは徴収しなくて

	もいいとかにすると、その事務の煩雑さもなくなりますし。 ただ、取る施設、取らない施設が出ることで問題が出てくるのかどうかというのは分からないので、そんなふうに整理して、一応いろいろな意見が出ますので、「免税点」の設定については一度、検討に入った方がいいと思っています。以上です。
田中会長	はい。ありがとうございます。 あと、今日やむを得ず欠席されている定秀委員からのご意見を事務局が伺っていると聞いていますので、紹介をお願いいたします。
浜浦係長	事務局で、定秀委員のご意見を伺っておりますので、発言させていただきます。 冒頭、「急遽欠席となり申し訳ございません」ということと併せまして、「組合員として」ということでございますが、美保関の地域は個人経営の事業者が多くを占められていて、事務処理が煩雑となるのが想定されるので、できれば「免税点」の設定は避けてほしい欲しいというのが1つの考えでございます。 ただもし、設定となった場合には事務負担を想定して、処理の簡素化など、事業者への配慮をお願いしたいということ。 あとは手続き的に答えを早く示していただければ、そういった事務負担の受けとめも変わるのではないかと考えますということで、今日お預かりをしておりますので、報告いたします。以上でございます。
田中会長	はい。ありがとうございます。 今、ご意見をお聞ききしていると、感覚として半分くらいは、前回の報告書の考え方を維持すべきではないかというご意見がおりと理解をしています。 これも非常に難しいところがあって、その難しさというのは、例えば、事業者からすると、「特別徴収義務」ということで、課税のお手伝いをするということで、公の利益になることとは言え、一定の負担があるのは事実なので、できればシンプルな方がいい。 こういうことが一方の端にあれば、もう一方では例えば、宿泊料金がそれほど大きくない、3,000円、4,000円ぐらいの所に宿泊する人からすると、それで200円上乗せされるというのは、気分的にあまりいいものではない。負担感を感じる。

そうすると、グー・チョキ・パーではないんですが、全員が完全に納得するというのは、難しいところがあります。

委員会としては、基本的な判断として、従前の委員会報告書を作ってきた今までの議論だとか、その中で、どういう税制を作るかということについて、まだまだ十分理解をいただいていない方が、それぞれのお立場からいろいろな声を出していただいている。こういう中で、「免税点」の議論をすることはやぶさかではないけれども、そうかと言って、直ちに「免税点」を作るという結論を示すというのも、今日の段階では躊躇するというのが大勢かなと思います。

宿泊税を導入している自治体で「免税点」を設けている所は、東京都と大阪府です。

例えば大阪は、今 7,000 円という「免税点」を設けていますが、実は最初は、1 万円の「免税点」を設けたんです。

そもそもなぜ、大阪府で「免税点」を設けたかということ、1 万円というよりは、もっと低額な宿泊料金で長期宿泊をして仕事をしている方も一部いらっしゃるので、そういう人に対して、それこそ 3,000 円とか 4,000 円の宿泊料金を払っている人に一定の宿泊税を払えというのは、それは具合が悪いというご判断をその当時の知事がなさって、1 万円という「免税点」を設定したわけです。

ところが 1 万円でやってみると、税収がそれほど上がらない。

なぜかということ、大阪府の場合は 7,000 円がラインで、7,000 円を超えるくらいからが、ボリュームゾーンなんです。

そういうことで、「免税点」を 7,000 円に引き下げるという議論をして制度改革をしたんですが、制度改革の理由は恐らく税収の観点だと思います。1 万円では宿泊税の税収が十分でないため 7,000 円にしたというのが、率直な思いであったと思います。

連日宿泊しながら仕事をされている方もいらっしゃるの、その人に対する配慮は当然しないといけない。しかし、その設定を大きくし過ぎると、税収が少なくなる。こういう考慮で、今のような改革をしたという例もあります。

私はこの地域のことを十分理解してはおりませんが、例えば 4 ページのように、「宿泊事業者アンケート」の棒グラフで見たら一目瞭然だと思いますが、宿泊料金の価格帯 5,000 円未満のところと、6,000 円未満のところとで宿泊者数が大きく跳ね上がっている。

ということは、少額の宿泊料金を払っている人からすると、宿泊税 200 円というのは、大きな価格帯に泊まっている人より負担感が大きいだろうということも言えなくもない。

そういう意味で、先ほどのグー・チョキ・パーではないけども、それぞれの状況から見える風景が相当違って、しかも対立して見えるような状況でもある。

そういうことで、今日の段階で「免税点」についての結論を出すのは

植田委員	あまりにも早計過ぎると思いますので、「免税点」については判断を先に延ばさざるをえないだろうと思います。 今日の委員の方々のお話を聞いた上での私の感じ方ですが、今の点に関連してご意見、ご質問はございますでしょうか。 植田委員、お願いします。 ご意見を伺っていて、負担をされる方から見ると、当然ないに越したことはないというのはよく分かりますし、いろいろな事情があるというのもよく分かりますので、そこを切って、どうしてもという話ではないと思います。もう少し議論をしないといけないと思うんですけど、ただ、どこで決まるかという話になると、なかなか難しいと思います。 ひっくり返して申し訳ないですけど、例えば負担感であれば、日本は定額にしていますが、海外は定率が当たり前なんです。 例えば今の 200 円というのは、これざっくり計算すると 3%から 4%前後ぐらいだと思うんです。 そうすると、3%で 3,000 円の所だと、90 円。1 万円の所だと、3%で 300 円ということなんです。 東京の方でどんなことが行われているかというと、海外の特にインバウンド、富裕層が泊まった時。1 泊 10 万、20 万で 5 泊しました、100 何十万払いました。東京良かった、あなたのホテル良かった、じゃあ帰るねっていう時に、すいません、1,000 円くださいって言うんです。100 万払った人に 1,000 円くださいって、それ何って話になるんですね。 例えば分かりやすく 3%だと、100 万だから 3 万くださいって言うと、そりゃそうだよねって話になる。 1,000 円くださいと言うのと、3 万円くださいと言うのとでは、差額が 2 万数千円あるじゃないですか。この差額は、実は税收減なんです。よ。だから世界はそれを減にしないように、定率にしているんです。 日本のほとんどは税率を定額にしている、どうしても右ならえになってしまう。一か所だけ、倶知安町ですか、北海道にありますけど、低率にしているのは。本来はこうだと思うんです。 ただ、今、議論をひっくり返す気はなくて、まずはここまで決めたので、早く導入をして、その中で少しずつ、やっぱり定率がいいのか、定額がいいのか、一辺倒、一足飛びではいけないでしょうから、皆さんとお話していきながら。 京都もそうですが、高額なところはどんどん金額上げていっています。大阪の話を聞くと、1 万円から 7,000 円、それから免税をもう無くそう、廃止しようという動きまで来ているけど、なかなか難しいので、「総額」という話をしています。 要するに、例えば 2 万円の宿泊費で、7,000 円の宿泊代、3,000 円の
-------------	--

朝食、1万円の夕食だと、免税なんです。だから、2万円の「総額」でいった場合は免税の範囲内ではないので取りましょうという話で、「総額」にしましょうという動きも今出ているんです。その動きというのは、先ほど田中会長がおっしゃったように、税収をどう上げていくかということなんです。

税収を上げていくことは悪いことじゃないです。税収を上げていって、きちんと払っていただいて、それをきちんと還元させていただいて、経済効果をきちんと生んでいく、ということが目的であるので。税収を下げるということではなく、上げる方向性を、負担なく上げるという方向性と、いただけるものはいただくという形をとっていかないと、議論が「目的」から逸脱してしまってくるような気がするので、そんなことを思っています。

それからこれからの議論の中で、税収があって、今度は使途になってくるわけですが、その時多少バイアスがかかるんじゃないかなと思います。例えば5,000円で免税すると、5,000円以下のところと、税を代理徴収した施設、もしくは、そのお客様に対しての政策というのは、どうでしょうか。政策の時にバイアスがかかるんじゃないかと思うんです。

やはり代理徴収いただいたところに多く政策がたって、そうでないところは政策はいかないとは言いませんけど、やはり議論の中でバイアスを被ってしまうような気がする。それがあるかどうか分かりませんが、いろんなことを想定した説明をしていかないと。後から、それだったら賛成したのにとか、反対したのにということが起こらないように説明しておかないといけない。

大きくいろんなお話をした上で、その意見をまとめて、最終的な結論を出すべきじゃないかなと思います。多分、十分な説明はされたと思いますが、さらにもう少し深掘りをした説明も必要なのかなと。ただ、議論しすぎて、1年延びました、2年延びましたというのは逆効果です。

やっぱり決めた限りはきちんと税収を取って、きちんと使途を明確にしていって、経済効果を生んでいくことを早くしないといけないので、この辺りをどこで決めていくのかというのは、結論を出すところは決めていかないといけないのかなと思います。

最終、行政側の結論と、それからこの審議会の結論を逆から追いかけて、「いつまでには」というのをきちんと決めておかないと、多分、冒頭申し上げましたように、決めかねるところがあると思いますので、その辺り少し、行政の考えもお聞かせ願えたらなと思います。

田中会長

分かりました。あと、ご意見ございますか。
白水委員、どうぞ。

白水委員	植田委員ご指摘の通り、確かにスケジュール感が大事だと思いました。 せっかくここまで皆さんでディスカッションして、地域にとっても非常に大事なテーマだと思います。 関係者、当然、皆さんの全てのご意見を網羅するというのは難しいかもしれませんが、最終的には行政の判断頂くとして、我々の提言としてもまとめるスケジュール感は非常に大事だと理解しました。 先ほどの話に重複しますが、宿泊税導入の検討にあたっては、「公平性」と「担税力」、その一方で「事務負担」をどうバランスさせるかが大事だと思います。 それらのバランスが取れた宿泊税の導入案については、おそらく何パターンか選択肢があると思います。 先ほど鷗鷗順副会長からもありましたが、事業規模で縛るというやり方も、もしかしたらあるかもしれないですし、一方で免税点の議論の中で、公益性や緊急性など優先順位が高いものを考慮するという案もあると考えます、例えば医療関係の経済的な負担で、宿泊料金についてお困りの方もいらっしゃると思います。そういう方々が例えば、3,000円から1万円のうち、この価格帯で多くを占めるというデータがあるのであれば、そういう材料を共有頂けると有難いです。 限られた時間での作業のため、事務局にはお手数をおかけますが、「公平性」、「担税力」、「事務負担」のバランスを踏まえた選択肢を踏まえて議論すると共に、ご意見を頂いた関係者とも最大限コミュニケーション取って欲しいと考えております。以上です。
田中会長	はい。ありがとうございます。あと、ございますか。 今の委員のご発言を考えると、もう1回会議を開催するという事になりそうかなと思っています。 その場合、「課税免除」に関しては今日の段階での委員のご意見は、従前通り「課税免除」の範囲を拡大するということはないということ。 もし「課税免除」するにしても、それは教育旅行に限定することが望ましいという、3月の段階の報告書の通りだということで、これに関しては大きな異論はないように思います。 ただ「免税点」に関しては、見解が分かれているということが今日の段階の結論です。 仮に、この次もう1回委員会を開いたとしてもなお、結論は分かれているということになるのかもしれない。あるいは、こういう場合については一定の範囲で「課税免除」をすることが望ましいということになる

	かもしれない。 これはもう少し事務局の方で資料を集めていただいたり、案を複数考えていただく中で考えるということで、準備をした上でもう1回、8月に委員会を開くということになりそうと感じています。 何人かの委員がおっしゃっているように、制度として動かす中で、どういう点がメリットで、どういう点がデメリットかということも重要です。最初から理論上の完璧性を求めてというのも、制度としては余りにも現実離れをしているので、そのあたりは場合によってはこの次も、委員の間で見解が分かれるということになるかもしれません。 松江市のこの制度設計の大きな特徴は、本当に丁寧に、いろいろな人の声を十分汲み取っていて、みんなで調整していこうというのは非常に大事な姿勢だと思いますし、それはそれで分かりますが、この次の委員会でこの問題について一応決着をつけるような処理をさせていただくのが、一番合理的かなと思います。 差し当たり、私が現状で申し上げるのはそのぐらいで、ほかにございますでしょうか。 なければ事務局に進行を返しますので、よろしくお願いいたします。
5. その他 佐目部長 石倉課長	はい。財政部 佐目でございます。 改めまして、本当に真摯なご議論いただきましてありがとうございます。 また、田中会長にも、本当に様々な意見がある中で、スムーズに進行していただきまして、感謝申し上げます。 本日頂戴したご意見、まず、「免税点」の議論が必要だという中で、白水委員がおっしゃったバランス、負担というところで、何パターンか示していただきたいということがありましたので、その資料を反映したものを準備したいと思っております。 それと「課税免除」につきましては、3月に頂戴した報告書。 これを変えることなく、限定的な取り扱いにする。 皆様方から、全体としていただいた意見として、丁寧かつ、スケジュール感を持って進めるという、なかなか難しいご意見を頂戴しておりますので、事務局としても精一杯スピード感を持って進めて参りますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。 それでは次回は、8月21日水曜日の午後に開催を予定しております。改めて開催通知をお送りさせていただきますので、ご出席よろしくお

	願いいたします。
閉会 石倉課長	それでは以上をもちまして、第5回検討委員会を閉会いたします。 ありがとうございました。